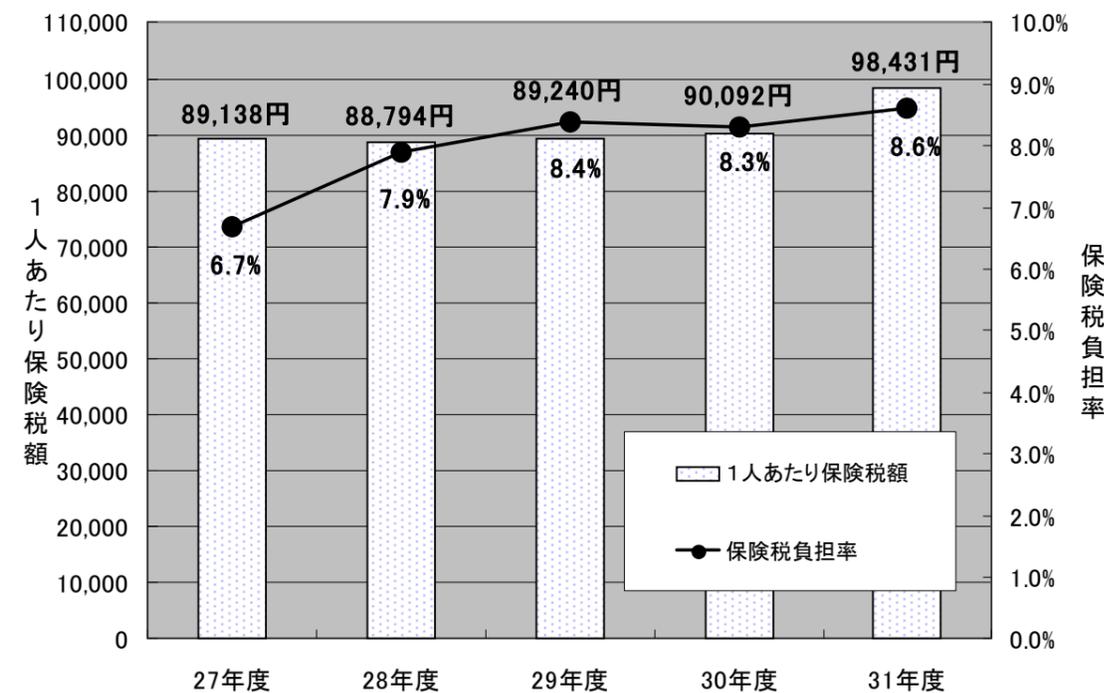


長久手市国民健康保険条例の改正（案）について

参考1

年度ごとに算定される市町村標準保険料率を参考に、国保被保険者の状況（世帯構成・所得）をふまえて **2018～2022 年度の5年間で段階的に保険料率の引上げ**を行う予定となっています。

■2019(平成31)年度の保険料の状況



■2020(令和2)年度の国保事業費納付金（本算定）

2020(令和2)年度の納付金額は、被保険者数の減少などにより31年度比で **1,496万円減** となっています。（1人あたり額は **4,014円の増加**）

2020(令和2)年度 12億8,567万円（1人あたり14万7,978円）

2019(平成31)年度 13億63万円（1人あたり14万3,964円）

■2020(令和2)年度の保険料率の改正

3年目となる保険料率の改正は、2020(令和2)年度市町村標準保険料率を参考に国保被保険者の状況（世帯構成・所得）をふまえて設定します。

★所得減免については、保険料負担の軽減を図るために継続します。

1人あたり保険料額 10万4,872円（31年度比：6,441円増）

市町村標準保険料率への段階的な引上げ及び所得減免等により、1人あたり保険料額を抑えることで生じる納付金等の財源不足分については、**一般会計からの法定外繰入金2億6,142万円**（1人あたり3万100円：31年度比767円増）により補います。

【参考】2018—19年度の保険料の賦課状況の比較

| | 2019(平成31)年度 | 2018(平成30)年度 |
|---------------|--------------|--------------|
| 1人あたり保険料額 | 9万8,431円 | 9万92円 |
| 保険料負担率 | 8.6% | 8.3% |
| 1人あたり法定外繰入額 | 2万9,333円 | 3万1,219万円 |
| 所得減免の対象世帯 | 924世帯 | 1,100世帯 |
| 構成割合 | 15.6% | 16.4% |
| 減免額 | 1,163万円 | 1,134万円 |
| 7・5・2割軽減の対象世帯 | 2,424世帯 | 2,394世帯 |
| 構成割合 | 42.7% | 41.9% |
| 軽減額 | 9,103万円 | 8,389万円 |